

つくば市監査公表第2号

令和7年度第2回定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に規定する監査を実施したので、同条第9項の規定によりその監査の結果を公表する。

令和8年3月30日

つくば市監査委員 平 島 泰 裕

つくば市監査委員 沖 田 浩

つくば市監査委員 五 頭 泰 誠

令和7年度第2回定期監査結果報告書

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、つくば市監査基準（令和2年つくば市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に規定する監査

第3 監査の対象

〔市長公室〕

秘書課、広報戦略課、広聴室、国際都市推進課、危機管理課、ダイバーシティ推進室

〔財務部〕

財政課、管財課、公共資産利活用推進課、納税課（固定資産評価審査委員会含む。）、市民税課、資産税課

〔経済部〕

産業振興課、立地推進課、農業政策課、鳥獣対策・森林保全室、土地改良課、観光推進課

〔生活環境部〕

環境政策課、環境保全課、環境衛生課

〔消防本部〕

消防総務課、予防課、消防救助課、救急課、消防指令課、地域消防課

第4 監査の範囲

原則として令和7年度（4月1日から11月30日まで）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について監査を行った。

第5 監査の着眼点

- 1 収入に係る事務は適正に行われているか。
- 2 現金（公金）取扱事務は適正に行われているか。
- 3 公金外現金取扱事務は適正に行われているか。
- 4 支出に係る事務は適正に行われているか。
- 5 財産及び備品の管理は適正に行われているか。
- 6 契約事務は適正に行われているか。
- 7 人事管理は適正に行われているか（会計年度任用職員を含む。）。
- 8 組織・事務管理は適正に行われているか。
- 9 過去の定期監査における監査結果報告に対して必要な措置は執られているか。

第6 監査の主な実施内容

- 1 事前に各課等に提出を求めた監査資料に基づき、諸帳簿・書類等の試査・照合等及び関係職員から聴取するなどの方法により事務局職員による予備調査を行った。
- 2 監査委員による本監査においては、関係職員による事務事業の説明を受けた後、事務局職員による予備調査の結果等に基づき質疑応答を行った。

第7 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所
コミュニティ棟会議室
- 2 日程

令和7年（2025年）11月19日から令和8年（2026年）3月30日まで

（予備調査及び監査結果の報告を含む。）

第8 監査の結果

上記第1から第7のとおり監査した限り、重要な点において、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていることが認められた。

ただし、一部において次のとおり指摘事項^{※1}及び注意事項^{※2}が見受けられた。これらについては、速やかに必要な措置を講じるなど、今後の適正な事務の執行に万全を期されたい。

また、軽微な事項については、本監査又は予備調査において、口頭による指導を行っているので、記載は省略した。

※1 指摘事項：法令等に違反していると認められるもの、事務処理等が著しく適切を欠くと認められるもの等

※2 注意事項：指摘事項に該当するもののうち、軽易と認められるもの等

1 指摘事項

今回の監査における指摘事項は、人事管理1件（延べ2部署）であった。

これらについては、速やかに必要な措置を講じるとともに、今後は同様の指摘を受けることがないように十分留意されたい。

(1) 人事管理

正職員が正規の勤務時間外に勤務した際又は時間外勤務命令を超えて勤務した際に、当該勤務の申請をしなかったことにより、時間外勤務の実態と手当支給額に差異が生じていた。

時間外勤務手当の未払については、昨年度プレスリリースをした事案をきっかけに、全庁的な時間外勤務手当の支給実態及び管理実態について検証を行うとともに、昨年9月には、市長から各職員宛てに通知「時間外勤務の適

正管理について」が出され、時間外勤務に関する基本的な考え方と具体的な対応について示されているところである。

このことから、所属長及び所属職員双方が、時間外勤務は正規の勤務時間外に業務をせざるを得ない場合における例外措置であることを念頭に置き、時間外勤務の必要性を十分に精査の上、時間外勤務を行う必要がある場合は、事前申請により、所属長の命令を受けて実施するよう徹底されたい。

あわせて、所属長においては、退勤時刻と時間外勤務の申請時間がかい離していないかを定期的に確認することで、所属職員の勤務時間を把握されたい。

【秘書課、環境衛生課】

2 注意事項

今回の監査における注意事項は、収入事務8件（延べ13部署）、現金（公金）取扱事務1件（延べ1部署）、公金外現金取扱事務2件（延べ2部署）、支出事務13件（延べ17部署）、財産・備品管理7件（延べ8部署）、契約事務26件（延べ34部署）、人事管理5件（延べ12部署）、組織・事務管理7件（延べ24部署）、過去の監査結果報告に対する措置状況4件（延べ4部署）の合計73件（延べ115部署）であった。

今後は適正に執行されたい。

着眼点	具体的な不適正事務	該当部署
収入事務	(1) 重複して調定兼収入票を起票していた。	農業政策課、予防課、消防救助課
	(2) 電子決裁で却下となった調定票の取消しを行っていなかった。	市民税課

収入事務	(3) つくば市会計規則（平成9年つくば市規則第69号）第6条第1項に規定する調定の原因が発生しているにもかかわらず、予備調査時点で調定票を起票していなかった。	観光推進課
	(4) つくば市会計規則第7条に規定する調定の変更が必要にもかかわらず、予備調査時点で変更調定票を起票していなかった。	国際都市推進課
	(5) つくば市会計規則第6条第1項に規定する調定の原因が発生していたにもかかわらず、調定票の起票が遅れていた。	農業政策課、環境政策課
	(6) 令和5年度分の収入未済額について、4月1日付けで起票すべき調定票を6月1日付けで起票していた。	環境衛生課
	(7) 令和6年度分の収入未済額について、出納閉鎖期日の翌日である6月1日付けで起票すべき調定票を6月2日付けで起票していた。	納税課
	(8) つくば市会計規則第6条第1項に規定する調定の原因が発生したときに調定票を起票すべきところ、誤った日付で起票していた。	広報戦略課、農業政策課、環境政策課
現金（公金） 取扱事務	(1) 消防手数料について、収納した現金を当日又は翌日に金融機関へ預け入れをすべきところ、まとめて週に1回程度しか行っていなかった。	予防課
公金外現金 取扱事務	(1) 預金出納簿様式の計算誤りにより、預金出納簿の残高と通帳の残高が不一致となっていた。	秘書課
	(2) 預金出納簿への記載漏れにより、預金出納簿の残高と通帳の残高が不一致となっていた。	土地改良課

支出事務	(1) 変更契約を締結していたにもかかわらず、変更負担行為票を起票していなかったことから、支出命令票が電子決裁で却下となったが、当該支出命令票を取り消し、変更負担行為票を起票の上、再度支出命令票を起票すべきところ、変更負担行為票の起票のみで支払がされると誤認したことにより、事業者への支払が遅れていた。	公共資産利活用推進課
	(2) 流用金額の算定方法の誤りにより、部長決裁とすべきところ、次長決裁で同一科目間の流用を二度行っていた。	産業振興課
	(3) 同一事業節内の流用により減少した経費を増額させるための流用を行っていた。	鳥獣対策・森林保全室
	(4) 予備調査時点で、契約締結後の支出負担行為票の起票がされていなかった。	納税課、環境衛生課
	(5) 業務委託契約において、支出負担行為票の起票が遅れていた。	危機管理課、環境政策課
	(6) 電子決裁で却下となった支出負担行為票等の取消しを行っていなかった。	鳥獣対策・森林保全室、環境保全課
	(7) 誤って起票した支出負担行為兼支出命令票の取消しを行っていなかった。	消防指令課
	(8) 過年度から継続使用している土地の賃借料について、4月1日付けで起票すべき支出負担行為票を6月9日付けで起票していた。	地域消防課
	(9) 概算払をした特別旅費について、つくば市会計規則第62条第3項の規定による概算払精算票を起票していなかった。	観光推進課
	(10) 特別旅費について、旅行命令票兼支出負担行為票を起票し、決裁を得る前に、当該旅行に係る航空券を購入していた。	環境政策課

支出事務	(11) 自家用自動車による出張承認申請書において、「車検有効期間」欄、「強制保険の契約年月日」欄又は「任意保険の契約年月日」欄に誤記載があったにもかかわらず、所属長が承認を行っていた。	地域消防課
	(12) 自家用自動車による出張承認申請書において、「任意保険の契約金額」欄に相手方への補償額を記載すべきところ、支払った保険料の金額が記載されていたにもかかわらず、所属長が承認を行っていた。	地域消防課
	(13) 自家用自動車による出張承認申請書において、「自家用車を利用する理由」欄に自家用車の公務利用に関する取扱要項第4条に定められてない理由が記載されていたにもかかわらず、所属長が承認を行っていた。	立地推進課、消防総務課
財産・備品管理	(1) 郵便切手等金券類の管理において、自動車検査登録印紙を保管していることを把握していなかったことから、平成25年度を最後に当該印紙の受払簿を作成していなかった。	納税課
	(2) 郵便切手等金券類の管理において、レターパックの受払簿を作成していなかった。	市民税課
	(3) 文書管理システムによる起案及び決裁を得ずに、他部署に物品の管理換えを行っていた。	広報戦略課、消防救助課
	(4) 部長の承認を得ずに、他部署に重要物品の管理換えを行っていた。	救急課
	(5) 令和6年度に購入した備品について、当該年度中の備品台帳への登録が漏れていた。	環境政策課
	(6) 購入した備品について、設置費等を取得価格に上乗せせずに、備品本体のみの価格で備品台帳に登録していた。	国際都市推進課

財産・備品管理	(7) 寄附により取得した物品について、誤った価格で備品台帳に登録していた。	環境政策課
契約事務	(1) 食糧費契約において、部長決裁とすべき執行伺及び契約締結伺が課長決裁となっていた。	国際都市推進課
	(2) 部長決裁とすべき執行伺が次長決裁となっていた。	納税課
	(3) 物品購入契約において、契約日前日に一部物品の納品を受けていた。	消防救助課
	(4) 事業者が誤って税込金額で見積書を作成していたことに気付かずに、当該見積額から消費税相当額を除いた額を見積金額として見積合せを行っていた。	救急課
	(5) 契約書に契約金額が記載されていなかった。	救急課
	(6) 契約締結伺に契約調書、見積結果調書及び事業者から徴した見積書の添付がされておらず、契約書案と仕様書のみを添付して決裁を得ていた。	消防指令課
	(7) 随意契約にもかかわらず、契約締結伺に見積結果調書の添付がされていなかった。	資産税課
	(8) 事業者に渡すべき契約書の原本を保管していた。	市民税課
	(9) 修繕料契約において、本来であれば、2者以上から見積書を徴し、見積合せをすべきところ、建設工事の入札参加有資格者名簿に登載されていない事業者を選定業者とし、つくば市契約規則（平成9年つくば市規則第70号）第27条第2項第2号の規定により1者見積合せとしていた。	管財課
	(10) 契約締結伺の起案日、決裁日及び施行日（契約日）が執行伺の決裁日より前となっていた。	鳥獣対策・森林保全室

契約事務	(11) 事業者から徴した見積書の作成日及び契約締結何の見積結果調書における見積期日が執行何の決裁日より前となっていた。	国際都市推進課
	(12) 予定価格書の作成日が執行何の決裁日より前となっていた。	市民税課
	(13) 契約締結何の見積結果調書における見積期日が事業者から徴した見積書の作成日より前となっていた。	救急課
	(14) 予定価格がつくば市契約規則第26条各号に定める金額を超える契約について、予定価格書の作成を省略していた。	市民税課
	(15) 執行何上の予定金額と予定価格が一致しない単価契約について、予定価格書の作成を省略していた。	環境衛生課、救急課
	(16) 予定価格書を封書にしなかった。	農業政策課
	(17) 入札参加有資格者名簿に登載されていない事業者との特命随意契約にもかかわらず、執行何の随意契約調書の「法令の根拠」を「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当」とし、かつ、「随意契約及び業者選定の具体的理由」欄に1者のみから見積りを徴した理由の記載もされていなかった。	環境政策課
	(18) 公用車修繕契約にもかかわらず、つくば市契約規則第27条第2項第2号の規定による1者見積合せとしていた。	地域消防課
	(19) 特命随意契約にもかかわらず、執行何の随意契約調書の「随意契約及び業者選定の具体的理由」欄に「つくば市契約規則第27条第2項第1号該当」と記載されているのみで、具体的かつ明確な理由が記載されていなかった。	救急課

契約事務	(20) つくば市契約規則第27条第2項第2号の規定による特命随意契約において、執行伺の随意契約調書の「随意契約及び業者選定の具体的理由」欄に、前記規定により1者から見積りを徴し、随意契約をした旨の記載がされていなかった。	公共資産利活用推進課、土地改良課、環境政策課、消防総務課
	(21) 執行伺の予定金額（税込・税抜）、契約締結伺の見積結果調書の予定価格及び見積書比較価格が契約業者の見積価格（税込・税抜）となっていた。	救急課
	(22) 設計書作成時の参考見積について、原則3者以上から徴すべきところ、特別な理由なく2者しか徴していなかった。	資産税課
	(23) 設計書作成時に徴した参考見積のうち、最も低い見積価格を採用して設計書を作成していた。	資産税課
	(24) 執行伺の設計書に内訳書が添付されておらず、鑑のみが添付されていた。	国際都市推進課、市民税課、救急課、地域消防課
	(25) 執行伺において、部長及び次長の供覧を経ていなかった。	ダイバーシティ推進室、市民税課
	(26) 契約締結伺の文書管理システム上の施行日と事業者から徴した請書の作成日が異なっていた。	環境衛生課
人事管理	(1) 正職員又は会計年度任用職員の時間外勤務において、厚生労働省の過労死ラインを超える勤務を行っていた。	秘書課、環境政策課
	(2) 正職員（管理職員）が週休日に勤務をしたにもかかわらず、振替を取得していなかった。	環境政策課
	(3) 正職員が正規の勤務時間外に勤務した際に、当該勤務の申請をしなかったことにより、時間外勤務の実態と手当支給額に差異が生じていた。	納税課

人事管理	(4) 正職員の年次休暇又は特別休暇について、勤休管理システムへの入力が遅れていた。	広報戦略課、納税課、産業振興課、立地推進課、農業政策課、土地改良課、環境保全課
	(5) 正職員の年次休暇について、勤休管理システムに入力した時間に誤りがあった。	産業振興課
組織・事務管理	(1) 文書管理において、会計年度任用職員の通勤届を保存していなかった。	秘書課
	(2) 文書管理において、文書保存期間が誤っていた。	秘書課、広報戦略課、広聴室、国際都市推進課、危機管理課、財政課、納税課、市民税課、農業政策課、土地改良課、環境政策課、環境衛生課、消防総務課、消防救助課、救急課
	(3) 文書事務において、補助金交付確定通知の市長印の押印が遅れていた。	国際都市推進課
	(4) 文書事務において、文書管理システム上の施行日と添付ファイル文書の施行日が異なっていた。	国際都市推進課、納税課、地域消防課
	(5) 文書事務において、現金出納員、現金取扱員の報告及び領収日付印の申請書に文書番号を付していたにもかかわらず、同一の文書番号を使用した鑑文も併せて作成していた。	市民税課
	(6) 会計年度任用職員の年次休暇願において、修正液による訂正が行われていた。	観光推進課
	(7) 防火管理者及び防災管理者選任届の所轄消防長又は消防署長への届出が遅れていた。	管財課、公共資産利活用推進課（防火管理者のみ該当）
過去の監査結果報告に対する措置状況	(1) 前回監査同様、つくば市会計規則第6条第1項に規定する調定の原因が発生していたにもかかわらず、調定票の起票が遅れていた。	農業政策課

過去の監査結果報告に対する措置状況	(2) 前回監査同様、正職員が正規の勤務時間外に勤務した際に、当該勤務の申請をしなかったことにより、時間外勤務の実態と手当支給額に差異が生じていた。	納税課
	(3) 前回監査同様、正職員（管理職員）が週休日に勤務をしたにもかかわらず、振替を取得していなかった。	環境政策課
	(4) 文書管理において、前回監査と同じフォルダの文書保存期間が誤っていた。	環境衛生課